

国土交通省告示第二百五十五号 (平成二十七年二月二十三日)

(改正) 平成二十七年十月八日国土交通省告示第十四十七号
(改正) 平成二十八年四月二十五日国土交通省告示第七百七号
(改正) 令和元年六月二十一日国土交通省告示第二百号
(改正) 令和二年二月二十六日国土交通省告示第七十四号

建築基準法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十條第一号に掲げる基準に適合する建築基準法（以下「法」という。）第二十七條第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの（次の各号のうち二以上の号に掲げる建築物に該当するときは、当該二以上の号に定める構造方法のうちいずれかの構造方法）とする。（に）

一 次に掲げる基準に適合する建築物 準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、避難時倒壊防止構造）とすること。（に）

イ 二階以上の階に居室を有するものにあつては、次に掲げる基準に適合する直通階段（傾斜路を含む。）が設けられていること。（に）

(1) 令第百二十三條第三項各号（同項第三号、第四号、第十号及び第十二号を除く。）に掲げる基準に適合していること。（に）

(2) 階段室、バルコニー及び付室は、令第百二十三條第三項第六号の開口部、同項第八号の窓又は(4)の出入口の部分（令第百二十九條の十三の第三項に規定する非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供するバルコニー又は付室にあつては、当該エレベーターの昇降路の出入口の部分を含む。）を除き、次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる壁（防火被覆が設けられていないものを除く。）で囲むこと。（に）

(i) 次の(一)から(三)までに掲げる固有特定避難時間に一・六を乗じた時間の区分に応じ、それぞれ当該(一)から(三)までに定める構造の壁（その全部又は一部に木材を用いた壁に限る。）（に）

(一) 九十分を超える場合 通常火災終了時間が固有特定避難時間に一・六を乗じた時間以上である建築物の壁（非耐力壁である外壁にあつては、延焼のおそれのある部分に限る。以下この(一)及び(ii)において同じ。）（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が固有特定避難時間に一・六を乗じた時間以上である建築物の壁（法第二十七條第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造（に）

(二) 七十五分を超える、九十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げるもの（に）

(i) (一)に定める構造（に）

(ii) 令和元年国土交通省告示第百九十四号第二第三項第一号イ又はロのいずれかに該当する構造（に）

(三) 七十五分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げるもの（に）

(i) (一)に定める構造（に）

(ii) 七十五分間準耐火構造（令和元年国土交通省告示第百九十三号第一第八項に規定する七十五分間準耐火構造をいう。以下同じ。）（に）

(iii) 次の(一)から(四)までに掲げる固有特定避難時間に一・二を乗じた時間の区分に応じ、それぞれ当該(一)から(四)までに定める構造の壁（その全部又は一部に木材を用いた壁以外の壁に限る。）（に）

(一) 九十分を超える場合 通常火災終了時間が固有特定避難時間に一・二を乗じた時間以上である建築物の壁（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が固有特定避難時間に一・二を乗じた時間以上である建築物の壁（法第二十七條第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造（に）

(二) 七十五分を超える、九十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げるもの（に）

(i) (一)に定める構造（に）

(ii) 令和元年国土交通省告示第百九十四号第二第三項第一号イ又はロのいずれかに該当する構造（に）

(三) 六十分を超える、七十五分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げるもの（に）

(i) (一)に定める構造（に）

(ii) 七十五分間準耐火構造（に）

(四) 六十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げるもの（に）

(i) (三)に定める構造（に）

(ii) 令和元年国土交通省告示第百九十五号第一第一号イ若しくは二又は第三号イ若しくは二のいずれかに定める構造方法を用いる構造（に）

- (3) 階段室及び付室の壁及び天井（天井がない場合にあつては、屋根。以下同じ。）の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしたものであること。（に）
 - (4) 屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には特定避難時間防火設備で令第百十二条第十八項第二号に規定する構造であるものを、バルコニー又は付室から階段室に通ずる出入口には法第一条第九号の二口に規定する防火設備で令第百十二条第十八項第二号に規定する構造であるものを設けていること。（に）
 - (5) バルコニー又は付室の床面積（バルコニーで床面積がないものにあつては、床部分の面積。以下この(5)において同じ。）は十平方メートル以上とし、各階におけるバルコニー又は付室の床面積の合計は、当該階に設ける各居室の床面積に、百分の三を乗じたものの合計以上とすること。（に）
- 口 外壁の開口部（次の(1)から(4)までのいずれにも該当しないものに限る。以下この項及び第七項において「他の外壁の開口部」という。）の下端の中心点を水平方向に、それぞれ表一に掲げる式によつて計算した水平移動距離又は最大水平移動距離のいずれか短い距離だけ移動したときにできる軌跡上の各点を、垂直上方に表二に掲げる式によつて計算した垂直移動距離又は最大垂直移動距離のいずれか短い距離だけ移動した時にできる軌跡の範囲内の部分（当該建築物が令第百十二条第一項、第三項又は第四項の規定により区画された建築物である場合にあつては、当該規定により区画された各部分のうち他の外壁の開口部が設けられた部分を除く。）である外壁に設けられた開口部に上階延焼抑制防火設備が設けられていること。（に）
- (1) 昇降機その他の建築設備の機械室、不燃性の物品を保管する室、便所その他これらに類する室で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを令第百二十八条の五第一項第二号に掲げる仕上げとしたものに設けられたもの（に）
 - (2) (1)に規定する室のみに隣接する通路その他防火上支障のない通路に設けられたもの（に）
 - (3) 開口部の高さが〇・三メートル以下のもの（に）
 - (4) 開口面積が〇・二平方メートル以内のもの（に）

表一（に）

水平移動距離（単位 メートル）	$\frac{2}{3} Y (1-0.5L) + \frac{1}{2} B$
最大水平移動距離（単位 メートル）	$3 + \frac{1}{2} B$

一 この表において、 Y 、 L 及び B は、それぞれ次の数値を表すものとする。 Y 表二に掲げる式により計算した垂直移動距離又は最大垂直移動距離のいずれか短い距離（単位 メートル） L 他の外壁の開口部の側部に袖壁等が防火上有効に設けられている場合における当該袖壁等が外壁面から突出している距離（単位 メートル） B 他の外壁の開口部の幅（単位 メートル）	二 他の外壁の開口部の周囲の外壁面の仕上げを木材その他の可燃材料による仕上げとした場合においては、当該外壁面の部分の幅を当該開口部の幅に含めるものとする。
---	---

表二（に）

垂直移動距離（単位 メートル）	$\frac{B}{H} < 2$	$(H + 1.1B) (1-0.5L) + H$
最大垂直移動距離（単位 メートル）	$\frac{B}{H} \geq 2$	$3.2H (1-0.5L) + H$

- 一 この表において、 B 、 H 及び L は、それぞれ次の数値を表すものとする。
 B 他の外壁の開口部の幅（単位 メートル）
 H 他の外壁の開口部の高さ（単位 メートル）
 L 他の外壁の開口部の上部にひさし等（ひさし、袖壁その他これらに類するもので、次のイからニまでのいずれかに掲げる構造方法を用いるものをいう。以下同じ。）が防火上有効に設けられている場合における当該ひさし等が外壁面から突出している距離（単位 メートル）
イ 準耐火構造の床又は壁に用いる構造とすること。
ロ 耐火構造の外壁に用いる構造とすること。
ハ 令第百九条の三第二号ハに規定する三階以上の階における床に用いる構造又は令第百十五条の二第二項第四号に規定する一階の床（直下に地階がある場合に限る。）及び二階の床（通路等の床を除く。）に用いる構造とすること。
- 二 不燃材料で造ること。
- 二 他の外壁の開口部の周囲の外壁面の仕上げを木材その他の可燃材料による仕上げとした場合においては、当該外壁面の部分の幅及び高さを当該開口部の幅及び高さに含めるものとする。

- ハ 居室に避難上支障がないよう自動火災報知設備が設けられていること。（に）
 - 二 周囲（開口部（居室に設けられたものに限る。）がある外壁に面する部分に限り、道に接する部分を除く。第三号ロにおいて同じ。）に幅員が三メートル以上の通路（敷地の接する道まで達するものに限る。第三号ロにおいて同じ。）が設けられていること。（に）
- ホ 用途地域が定められていない土地の区域内にある建築物にあつては、当該建築物の各部分（昇降機その他の建築設備の機械室そ

の他に類する室及び便所その他これに類する室を除く。）にスプリンクラー設備（水源として、水道の用に供する水管を当該スプリンクラー設備に連結したものを除く。）、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの（以下「スプリンクラー設備等」という。）が設けられていること。（に）

二 法第二十七条第一項第二号に該当する建築物（同項各号（同項第二号にあつては、法別表第一（一）項に係る部分に限る。）に該当するものを除く。） 準耐火構造又は令第百九条の三各号に掲げる基準に適合する構造とすること。（に）

三 地階を除く階数が三で、三階を下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供するもの（三階の一部を法別表第一（一）欄に掲げる用途（下宿、共同住宅及び寄宿舎を除く。）に供するもの及び法第二十七条第一項第二号（同表（二）項から四項までに係る部分を除く。）から第四号までに該当するものを除く。）のうち防火地域以外の区域内にあるものであつて、次のイからハまでに掲げる基準（防火地域及び準防火地域以外の区域内にあるものにあつては、イ及びロに掲げる基準）に適合するもの 一 時間準耐火基準に適合する準耐火構造とすること。（に）イ 下宿の各宿泊室、共同住宅の各住戸又は寄宿舎の各寝室（以下「各宿泊室等」という。）に避難上有効なバルコニーその他これに類するものが設けられていること。ただし、各宿泊室等から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路が直接外気に開放されたものであり、かつ、各宿泊室等の当該通路に面する開口部に法第二十一条第九号の二口に規定する防火設備が設けられている場合においては、この限りでない。

ロ 建築物の周囲に幅員が三メートル以上の通路が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。（に）

(1) 各宿泊室等に避難上有効なバルコニーその他これに類するものが設けられていること。

(2) 各宿泊室等から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路が、直接外気に開放されたものであり、かつ、各宿泊室等の当該通路に面する開口部に法第二十一条第九号の二口に規定する防火設備が設けられていること。

(3) 外壁の開口部から当該開口部のある階の上階の開口部へ延焼するおそれがある場合においては、当該外壁の開口部の上部にひさし等が防火上有効に設けられていること。（は）（に）

ハ 三階の各宿泊室等（各宿泊室等の階数が二以上であるものにあつては二階以下の階の部分を含む。）の外壁の開口部及び当該各宿泊室等以外の部分に面する開口部（外壁の開口部又は直接外気に開放された廊下、階段その他の通路に面する開口部にあつては、当該開口部から九十センチメートル未満の部分に当該各宿泊室等以外の部分の開口部がないもの又は当該各宿泊室等以外の部分の開口

部と五十センチメートル以上突出したひさし等で防火上有効に遮られているものを除く。）に法第二十一条第九号の二口に規定する防火設備が設けられていること。（は）（に）

四 地階を除く階数が三で、三階を法別表第一（一）欄（三）項に掲げる用途に供するもの（三階の一部を法別表第一（一）欄に掲げる用途（同欄（三）項に掲げるものを除く。）に供するもの及び法第二十七条第二項第二号（同表（二）項から四項までに係る部分を除く。）から第四号までに該当するものを除く。）であつて、前号ロ（ただし書を除く。）に掲げる基準に適合するもの 一 時間準耐火基準に適合する準耐火構造とすること。（に）

2 前項及び第七項の「避難時倒壊防止構造」は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合する構造をいう。（に）

一 耐力壁 次に掲げる基準（に）

イ 自重又は積載荷重（令第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域における建築物にあつては、自重、積載荷重又は積雪荷重）を支える部分の全部又は一部に木材を用いた建築物（以下この項において「木造建築物」という。）の耐力壁（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の（1）又は（2）のいずれかに掲げる基準に適合していること。（に）

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板（それぞれ集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号）第二条、単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）第二条又は直交集成板の日本農林規格（平成二十五年農林水産省告示第三千七十九号）簡条三に規定する使用環境A又はBの表示をしてあるものに限る。以下この項において同じ。）を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下この項において「取合い等の部分」という。）が、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造（以下この項において「炎侵入防止構造」という。）であること。（に）

(i) 当該耐力壁の接合部の構造方法が、次に定める基準に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。（に）

(一) 接合部のうち木材で造られた部分の片側（当該耐力壁が面する室内において発生する火災による火熱が当該耐力壁の両側に同時に加えられるおそれがある場合にあつては、両側。）の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、次の（イ）又は（ロ）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該（イ）又は（ロ）に定める値の部分を除かれたときの残りの部分が、

当該接合部の存在応力を伝えることができる構造であること。(に)

(イ) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板に使用する接着剤（以下単に「接着剤」という。）として、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はレゾルシノール・フェノール樹脂（以下「フェノール樹脂等」という。）を使用する場合（構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあっては、ラミナの厚さが十二ミリメートル以上である場合に限る。） 次に掲げる式によって計算した値（に）

$$D_1 = 8.25 \times 10^{-2} t_{req(nc)}$$

この式において、 D_1 及び $t_{req(nc)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

D_1 燃えしろ深さ（単位 センチメートル）

$t_{req(nc)}$ 補正固有特定避難時間（単位 分）

(ロ) 接着剤として、フェノール樹脂等以外のものを使用する場合（構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあっては、ラミナの厚さが二十一ミリメートル以上である場合に限る。） 次に掲げる式によって計算した値（に）

$$D_2 = 7.5 \times 10^{-2} k_e t_{req(nc)}$$

この式において、 D_2 、 k_e 及び $t_{req(nc)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

D_2 燃えしろ深さ（単位 センチメートル）

k_e 次の表の上欄に掲げる補正固有特定避難時間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める炭化速度係数

七十五分以下である場合	一・四五
七十五分を超え、九十分以下である場合	一・六
九十分を超え、百二十分以下である場合	一・八
百二十分を超え、百八十分以下である場合	二・〇

$t_{req(nc)}$ 補正固有特定避難時間（単位 分）

(二) 接合部にボルト、ドリフトピン、釘、木ねじその他これらに類するものを用いる場合においては、これらが木材その他の

材料で防火上有効に被覆されていること。(に)

(三) 接合部に鉄材又は鋼材の添え板その他これに類するものを用いる場合においては、これらが埋め込まれ、又は挟み込まれていること。ただし、木材その他の材料で防火上有効に被覆されている場合においては、この限りでない。(に)

(ii) 当該耐力壁を有する建築物全体が、次に定める基準に従った構造計算によって通常の火災により容易に倒壊するおそれないことが確かめられた構造であること。(に)

(一) 主要構造部である耐力壁のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、(i)(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(イ)又は(ロ)に定める値の部分を除かれたときの残りの断面(二)及び(三)において「残存断面」という。)について、令第八十二条第二号の表に掲げる長期の組合せによる各応力の合計により、長期応力度を計算すること。(に)

(二) (一)によって計算した長期応力度が、残存断面について令第九十四条の規定に基づき計算した短期の許容応力度を超えないことを確かめること。(に)

(iii) 残存断面の厚さが二十センチメートル以上であること。(に)

(2) 次の(i)から(iii)までに掲げる補正固有特定避難時間の区分に応じ、それぞれ当該(i)から(iii)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。(に)

(i) 七十五分を超える場合 通常火災終了時間が補正固有特定避難時間以上である建築物の耐力壁（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が補正固有特定避難時間以上である建築物の耐力壁（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造 (に)

(ii) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造 (に)

(一) (i)に定める構造 (に)

(二) 七十五分間準耐火構造 (に)

(iii) 六十分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造 (に)

(一) (ii)(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造 (に)

(二) 令和元年国土交通省告示第百九十五号第一一号ホに定める構造方法を用いる構造 (に)

口 木造建築物の耐力壁 (イに規定するものを除く。) 又は組積造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物 (以下「組積造の建築物等」という。) の耐力壁にあつては、次の(1)から(4)までに掲げる固有特定避難時間の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(4)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。 (に)

(1) 九十分を超える場合 通常火災終了時間が固有特定避難時間以上である建築物の耐力壁 (法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。) 又は特定避難時間が固有特定避難時間以上である建築物の耐力壁 (法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。) の構造方法を用いる構造 (に)

(2) 七十五分を超え、九十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造 (に)

(i) (1)に定める構造 (に)

(ii) 令和元年国土交通省告示第百九十四号第二第三項第一号イ又はロのいずれかに該当する構造 (に)

(3) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造 (に)

(i) (2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造 (に)

(ii) 七十五分間準耐火構造 (に)

(4) 六十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造 (に)

(i) (3)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造 (に)

(ii) 令和元年国土交通省告示第百九十五号第一一号イ、ハ若しくはニ又は第三号イ、ハ若しくはこのいずれかに定める構造方法を用いる構造 (に)

二 非耐力壁 次に掲げる基準 (に)

イ 木造建築物の非耐力壁 (その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。) にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。 (に)

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものであり、かつ、当該非耐力壁の厚さが次の(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(i)又は(ii)に定める値以上であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。 (に)

(i) 接着剤として、フェノール樹脂等を使用する場合 (構造用集成材を使用する場合にあつてはラミナの厚さが十二ミリメートル以上の場合に限り、直交集成板を使用する場合にあつてはラミナの厚さが十二ミリメートル以上で、かつ、加熱面の表面から前号イ(1)(i)-(iv)に定める値の部分が除かれたときに、互いに接着された平行層と直交層が存在する場合に限る。) 次に掲げる式によって計算した値 (に)

$$D_{r1} = 8.25 \times 10^{-2} t_{req(nc)} + 3$$

この式において、 D_{r1} 及び $t_{req(nc)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

D_{r1} 厚さ (単位 センチメートル)
補正固有特定避難時間 (単位 分)

(ii) 接着剤として、フェノール樹脂等以外のものである場合 (構造用集成材を使用する場合にあつてはラミナの厚さが二十一ミリメートル以上の場合に限り、直交集成板を使用する場合にあつてはラミナの厚さが二十一ミリメートル以上で、かつ、加熱面の表面から前号イ(1)(i)-(iv)に定める値の部分が除かれたときに、互いに接着された平行層と直交層が存在する場合に限る。) 次に掲げる式によって計算した値 (に)

$$D_{r2} = 7.5 \times 10^{-2} k_c t_{req(nc)} + 3$$

この式において、 D_{r2} 、 k_c 及び $t_{req(nc)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

D_{r2} 厚さ (単位 センチメートル)
 k_c 前号イ(1)(i)-(iv)に規定する炭化速度係数
 $t_{req(nc)}$ 補正固有特定避難時間 (単位 分)

(2) 次の(i)から(四)までに掲げる補正固有特定避難時間の区分に応じ、それぞれ当該(i)から(四)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。 (に)

(i) 七十五分を超える場合 通常火災終了時間が補正固有特定避難時間以上である建築物の非耐力壁 (外壁にあつては、延焼のおそれのある部分に限る。以下この(i)及びロ(1)において同じ。) (法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の

規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が補正固有特定避難時間以上である建築物の非耐力壁（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造（に）

(ii) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造（に）

(一) (i)に定める構造（に）

(二) 七十五分間準耐火構造（に）

(iii) 六十分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造（に）

(一) (一)又は(二)のいずれかに掲げる構造（に）

(二) 令和元年国土交通省告示第百九十五号第一第二号二に定める構造方法を用いる構造（に）

ロ 木造建築物の非耐力壁（イに規定するものを除く。）又は組積造の建築物等の非耐力壁にあつては、次の(1)から(4)までに掲げる固有特定避難時間の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(4)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(に)

(1) 九十分を超える場合 通常火災終了時間が固有特定避難時間以上である建築物の非耐力壁（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が固有特定避難時間以上である建築物の非耐力壁（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造（に）

(2) 七十五分を超え、九十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造（に）

(i) (1)に定める構造（に）

(ii) 令和元年国土交通省告示第百九十四号第二第三項第一号イ又はロのいずれかに該当する構造（に）

(3) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造（に）

(i) (2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造（に）

(ii) 七十五分間準耐火構造（に）

(4) 六十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造（に）

(i) (3)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造（に）

(ii) 令和元年国土交通省告示第百九十五号第一第二号イ若しくはハ又は第四号イ若しくはハのいずれかに定める構造方法を用いる構造（に）

三 柱 次に掲げる基準（に）

イ 木造建築物の柱（その全部又は一部に木材を用いたものであるその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。（に）

(1) 構造用集成材又は構造用単板積層材を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。（に）

(i) 令第四十六条第二項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。（に）

(ii) 当該柱を接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第千九百一号に定める基準に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。この場合において、同告示第一号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「平成二十七年国土交通省告示第百五十五号第一第二項第一号イ(1)(i)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(イ)又は(ロ)に定める値」と読み替えるものとする。（に）

(iii) 当該柱を有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示第千九百二号に定める基準に従つた構造計算によつて通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。この場合において、同告示第二号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「平成二十七年国土交通省告示第百五十五号第一第二項第一号イ(1)(i)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(イ)又は(ロ)に定める値」と読み替えるものとする。（に）

(iv) 主要構造部である柱のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、第一号イ(1)(i)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(イ)又は(ロ)に定める値の部分が除かれたときの残りの断面の小径が、二十センチメートル以上であること。（に）

(2) 次の(i)から(iii)までに掲げる補正固有特定避難時間の区分に応じ、それぞれ当該(i)から(iii)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。（に）

(i) 七十五分を超える場合 通常火災終了時間が補正固有特定避難時間以上である建築物の柱（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が補正固有特定避難時間以上である建築

物の柱法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)の構造方法を用いる構造(に)

(ii) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造(に)

(一) (i)に定める構造(に)

(二) 七十五分間準耐火構造(に)

(iii) 六十分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造(に)

(一) (一)又は(二)のいずれかに掲げる構造(に)

(二) 令和元年国土交通省告示第百九十五号第二三号イから二までに掲げる基準に適合する構造(に)

ロ 木造建築物の柱(イに規定するものを除く。)又は組積造の建築物等の柱にあつては、次の(1)から(5)までに掲げる固有特定避難時間の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(5)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。(に)

(1) 百八十分を超える場合 通常火災終了時間が固有特定避難時間以上である建築物の柱(法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)又は特定避難時間が固有特定避難時間以上である建築物の柱(法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)の構造方法を用いる構造(に)

(2) 百二十分を超え、百八十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造(に)

(i) (1)に定める構造(に)

(ii) 耐火構造(三時間通常の火災による火熱が加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものに限る。)(に)

(3) 七十五分を超え、百二十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造(に)

(i) (2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造(に)

(ii) 耐火構造(二時間通常の火災による火熱が加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものに限る。)(に)

(4) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造(に)

(i) (3)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造(に)

(ii) 七十五分間準耐火構造(に)

(5) 六十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造(に)

(i) (4)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造(に)

(ii) 令和元年国土交通省告示第百九十五号第二一号又は第三号のいずれかに定める構造方法(第三号イから二までに掲げる基準に適合する構造とすることを除く。)を用いる構造(に)

四 床 次に掲げる基準(に)

イ 木造建築物の床(その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。)にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。(に)

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。(に)

(i) 当該床の接合部の構造方法が、次に定める基準に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。(に)

(一) 接合部のうち木材で造られた部分の表面(木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。)から内側に、第一号イ(1)(i)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(i)又は(ロ)に定める値の部分が除かれたときの残りの部分が、当該接合部の存在耐力を伝えることができる構造であること。(に)

(二) 第一号イ(1)(i)及び(ロ)に定める基準に適合していること。(に)

(ii) 当該床を有する建築物全体が、次に定める基準に従つた構造計算によつて通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。(に)

(一) 主要構造部である床のうち木材で造られた部分の表面(木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。)から内側に、第一号イ(1)(i)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(i)又は(ロ)に定める値の部分が除かれたときの残りの断面(二)及び(三)において「残存断面」という。)について、令第八十二条第二号の表に掲げる長期の組合せによる各応力の合計に、長期応力度を計算すること。(に)

(二) (一)によつて計算した長期応力度が、残存断面について令第九十四条の規定に基づき計算した短期の許容応力度を超えないこ

とを確かめること。(ニ)

(iii) 残存断面の厚さが二十センチメートル以上であること。(ニ)

(2) 次の(i)から(iii)までに掲げる補正固有特定避難時間の区分に応じ、それぞれ当該(i)から(iii)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。(ニ)

(i) 七十五分を超える場合 通常火災終了時間が補正固有特定避難時間以上である建築物の床(法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)又は特定避難時間が補正固有特定避難時間以上である建築物の床(法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)の構造方法を用いる構造(ニ)

(ii) 六十分を超える、七十五分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造(ニ)

(一) (i)に定める構造(ニ)

(二) 七十五分間準耐火構造(ニ)

(iii) 六十分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造(ニ)

(一) (i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造(ニ)

(二) 令和元年国土交通省告示第百九十五号第三第四号に定める構造方法を用いる構造(ニ)

ロ 木造建築物の床(イに規定するものを除く。)又は組積造の建築物等の床にあつては、次の(1)から(4)までに掲げる固有特定避難時間の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(4)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。(ニ)

(1) 九十分を超える場合 通常火災終了時間が固有特定避難時間以上である建築物の床(法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)又は特定避難時間が固有特定避難時間以上である建築物の床(法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)の構造方法を用いる構造(ニ)

(2) 七十五分を超える、九十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造(ニ)

(i) (1)に定める構造(ニ)

(ii) 平成二十七年国土交通省告示第二百五十号第二一号イ(1)から(5)までのいずれかに該当する構造(ニ)

(3) 六十分を超える、七十五分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造(ニ)

(i) (2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造(ニ)

(ii) 七十五分間準耐火構造(ニ)

(4) 六十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造(ニ)

(i) (3)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造(ニ)

(ii) 令和元年国土交通省告示第百九十五号第三一号又は第三号のいずれかに定める構造方法を用いる構造(ニ)

五 はり 次に掲げる基準(ニ)

イ 木造建築物のはり(その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。)にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。(ニ)

(1) 構造用集成材又は構造用単板積層材を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。(ニ)

(i) 令第四十六条第二項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。(ニ)

(ii) 当該はりを接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第千九百一号に定める基準に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。この場合において、同告示第一号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「平成二十七年国土交通省告示第 三百五十五号第一第二項第一号イ(1)(i)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(イ)又は(ロ)に定める値」と読み替えるものとする。(ニ)

(iii) 当該はりを有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示第千九百二号に定める基準に従つた構造計算によつて、通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。この場合において、同告示第二号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「平成二十七年国土交通省告示第 二百五十五号第一第二項第一号イ(1)(i)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(イ)又は(ロ)に定める値」と読み替えるものとする。(ニ)

(iv) 主要構造部であるはりのうち木材で造られた部分の表面(木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。)から内側に、第一号イ(1)(i)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(イ)又は(ロ)に定める値の部分が除かれたときの残りの断面の小径が、二十センチメートル以上であること。(ニ)

(2) 次の(i)から(iii)までに掲げる補正固有特定避難時間の区分に応じ、それぞれ当該(i)から(iii)までに定める構造とするほか、取合い

等の部分が炎侵入防止構造であること。(に)

- (i) 七十五分を超える場合 通常火災終了時間が補正固有特定避難時間以上である建築物のほり(法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。又は特定避難時間が補正固有特定避難時間以上である建築物のほり(法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。の構造方法を用いる構造(に)

- (ii) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造(に)
 - (一) (i)に定める構造(に)
 - (二) 七十五分間準耐火構造(に)
- (iii) 六十分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造(に)
 - (一) (i)又は(二)のいずれかに掲げる構造(に)

(二) 令和元年国土交通省告示第百九十五号第四第三号イからニまでに掲げる基準に適合する構造（に）

口 木造建築物のはり(イに規定するものを除く。)又は組積造の建築物等のはりにあつては、次の(1)から(5)までに掲げる固有特定避難時間の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(5)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。(ニ)

- (1) 百八十分を超える場合 通常火災終了時間が固有特定避難時間以上である建築物のほり(法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)又は特定避難時間が固有特定避難時間以上である建築物のほり(法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)の構造方法を用いる構造(に)
- (2) 百二十分を超え、百八十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造(に)
 - (i) (1)に定める構造(に)
 - (ii) 耐火構造(三時間通常の火災による火熱が加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものに限る。)(に)
- (3) 七十五分を超え、百二十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造(に)
 - (i) (2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造(に)
 - (ii) 耐火構造(二時間通常の火災による火熱が加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じ

ないものに限る。)(に)

(3) 七十五分を超え、百二十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造(に)

(i) (2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造(に)

(ii) 耐火構造（二時間通常の火災による火熱が加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じ

ないものに限る。)(に)

- (4) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造(に)
 - (i) (3)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造(に)
 - (ii) 七十五分間準耐火構造(に)
- (5) 六十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造(に)
 - (i) (4)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造(に)
 - (ii) 令和元年国土交通省告示第百九十五号第四第一号又は第三号のいずれかに定める構造方法(第三号イからニまでに掲げる基準に適合する構造とすることを除く。)を用いる構造(に)

六十分以下である場合

(i) (4)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造(に)

(ii) 令和元年国土交通省告示第百九十五号第四第一号又は第三号のいずれかに定める構造方法(第三号イからニまでに掲げる基準

に適合する構造とすることを除く。)を用いる構造(に)

六 軒裏 次に掲げる基準（に）

イ 木造建築物の軒裏（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。（に）

- (1) 構造用集材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものであり、かつ、当該軒裏の厚さが第二号イ(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定める値以上であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。(ニ)
 - (2) 次の(1)又は(2)に掲げる補正固有特定避難時間の区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。(ニ)
 - (i) 七十五分を超える場合 通常火災終了時間が補正固有特定避難時間以上である建築物の軒裏(延焼のおそれがある部分に限る。以下この(1)及びロ(1)において同じ。)(法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)(又は特定避難時間が補正固有特定避難時間以上である建築物の軒裏(法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)(の構造方法を用いる構造(ニ)
 - (ii) 七十五分以下である場合 次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる構造(ニ)
- (一) (1)に定める構造(ニ)

(二) 七十五分間準耐火構造

口 木造建築物の軒裏（イに規定するものを除く。）又は組積造の建築物等の軒裏にあつては、次の(1)から(4)までに掲げる固有特定避

難時間の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(4)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。(に)

- (1) 九十分を超える場合 通常火災終了時間が固有特定避難時間以上である建築物の軒裏(法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)又は特定避難時間が固有特定避難時間以上である建築物の軒裏(法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)の構造方法を用いる構造(に)
- (2) 七十五分を超える、九十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造(に)
 - (i) (1)に定める構造
 - (ii) 令和元年国土交通省告示第百九十四号第二第三項第二号イ又はロのいずれかに該当する構造(に)

- (3) 六十分を超える、七十五分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造(に)

- (i) (2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造(に)

- (ii) 七十五分間準耐火構造(に)

- (4) 六十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造(に)

- (i) (3)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造(に)

- (ii) 令和元年国土交通省告示第百九十五号第五第二号又は第三号のいずれかに定める構造方法を用いる構造(に)

3 第一項の「特定避難時間防火設備」は、次の各号に掲げる当該建築物の固有特定避難時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める防火設備(周囲の部分(防火設備から内側に十五センチメートル以内の間に設けられた建具がある場合においては、その建具を含む。)が不燃材料で造られた開口部に取り付けられたものであつて、枠若しくは他の防火設備と接する部分を相じやくりとし、又は定規縁若しくは戸当たりを設ける等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、取付金物が当該防火設備が閉鎖した際に露出しないように取り付けられたものに限る。)をいう。(に)

- 一 九十分を超える場合 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後固有特定避難時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、法第六十一条の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備(に)

- 二 七十五分を超える、九十分以下である場合 次のイからホまでのいずれかに該当する防火設備(に)

- イ 前号に定める防火設備(に)

- ロ 平成二十七年国土交通省告示第二百五十号第二第一号ロに適合する構造方法を用いる防火設備(に)

ハ 骨組を鉄材又は鋼材とし、両面にそれぞれ厚さが一ミリメートル以上の鉄板又は鋼板を張った防火設備(に)

ニ 鉄材又は鋼材で造られたもので鉄板又は鋼板の厚さが一・八ミリメートル以上の防火設備(に)

ホ 厚さ三十ミリメートル以上の繊維強化セメント板で造られた防火設備(に)

- 三 六十分を超える、七十五分以下である場合 次のイ又はロのいずれかに該当する防火設備(に)

- イ 前号に定める防火設備(に)

- ロ 七十五分間防火設備(令和元年国土交通省告示第百九十三号第一第九項に規定する七十五分間防火設備をいう。)(に)

- 四 四十五分を超える、六十分以下である場合 次のイ又はロのいずれかに該当する防火設備(に)

- イ 前号に定める防火設備(に)

- ロ 特定防火設備(に)

- 五 四十五分である場合 次のイ又はロのいずれかに該当する防火設備(に)

- イ 前号に定める防火設備(に)

ロ 令第百十四条第五項において読み替えて準用する令第百十二条第二十項に規定する構造方法を用いる防火設備又は同項の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備(に)

4 前各項の「固有特定避難時間」は、次の式によって計算した値とする。(に)

$$t_{req(c)} = \left(\frac{a}{460} \right)^{3/2} t_r$$

この式において、 a 及び t_r は、それぞれ次の数値を表すものとする。

a 固有特定避難時間(単位 分)

次の式によって計算した当該建築物の各室における火災温度上昇係数のうち最大のもの

$$a_i = \max \left\{ 1280 \left(\frac{q_i}{\sqrt{\Sigma(A_i f_{op})}} \right)^{2/3}, 460 \right\}$$

この式において、 a_i 、 q_i 、 A_i 、 I_i 及び f_{op} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

a_i 当該建築物の各室における火災温度上昇係数

q_b	平成十二年建設省告示第千四百三十三号第二に規定する当該室内の可燃物の一秒間当たりの発熱量（単位 メガワット）
A_i	当該室の壁、床及び天井の各部分の表面積（単位 平方メートル）
I_i	次の式によって計算した当該室の壁、床及び天井の各部分の熱慣性単位 一平方メートルケルビンにつきキロワット ^{1/2}
$I_i = \sqrt{k \rho c}$	この式において、 I_i 、 k 、 ρ 及び c は、それぞれ次の数値を表すものとする。
I_i	当該室の壁、床及び天井の各部分の熱慣性（単位 一平方メートルケルビンにつきキロワット秒）
k	当該室の壁、床及び天井の各部分の熱伝導率（単位 一メートルケルビンにつきキロワット）
ρ	当該室の壁、床及び天井の各部分の密度（単位 一立方メートルにつきキログラム）
c	当該室の壁、床及び天井の各部分の比熱（単位 一キログラムケルビンにつきキロジュール）
f_{op}	平成十二年建設省告示第千四百三十三号第三第一号イ(2)に規定する有効開口因子（単位 メートル ^{5/2} ）
t_r	次の式によって計算した実特定避難時間（単位 分）
$t_r = \max(t_{escape}, t_{region}) + t_{search} + t_{retreat}$	この式において、 t_r 、 t_{escape} 、 t_{region} 及び $t_{retreat}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。
t_r	実特定避難時間（単位 分）
t_{escape}	次の式によって計算した在館者避難時間（単位 分）
$t_{escape} = t_{escape(u)} + t_{escape(c)}$	この式において、 $t_{escape(u)}$ 及び $t_{escape(c)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。
$t_{escape(u)}$	在館者避難時間（単位 分）
$t_{escape(c)}$	次の式によって計算した当該建築物の各部分から地上までの避難を終了するまでに要する歩行時間のうち最大のもの（単位 分）

$t_{escape(u)} = \frac{L}{v}$			
この式において、 $t_{escape(u)}$ 、 L 及び v は、それぞれ次の数値を表すものとする。			
当該建築物の各部分から地上までの避難を終了するまでに要する歩行時間（単位 分）			
L 当該部分から地上への出口の一に至る歩行距離（単位 メートル）			
v 当該部分の用途、建築物の部分の種類及び避難の方向に応じ、次の表に定める歩行速度（単位 メートル毎分）			
当該部分の用途	建築物の部分の種類	避難の方向	歩行速度
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類する用途	階段	上り	九
	その他の部分	下り	十二
児童福祉施設等（令 第百十五条の三第一 号に規定する児童福 祉施設等をいう。以 下同じ。）（通所のみ により利用されるも のに限る。）その他こ れに類する用途	その他の部分	上り	十二
	階段（三階以下の階から避難階又は地上に通ずるものに限る。）	下り	二・五
	保育室	上り	十二
	廊下	上り	八
	その他の部分	上り	三十
	階段	下り	四・五
	その他の部分	上り	六
百貨店、展示場その他これらに類する用途又は共同住宅、ホテルその他これらに類する用途（病院、診療所及び児童福祉施設等を除く。）	階段	上り	九
	その他の部分	上り	十二
その他の部分	上り	三十	

学校（幼保連携型認定こども園を除く）、事務所その他これらに類する用途		階段	
その他の部分		上り	十二
		下り	十六
			三十九

$t_{escape(c)} = \frac{P}{R}$ 次の式によって計算した当該建築物の各部分から地上までの避難を終了するまでに要する各階段における滞留時間のうち最大のもの（単位 分）	
この式において、P 及び R は、それぞれ次の数値を表すものとする。 当該建築物の各部分から地上までの避難を終了するまでに要する各階段における滞留時間（単位 分） 次の式によって計算した当該階段を経由して避難する者（以下「避難者」という。）の数（単位 人） $P = \sum P_{area}$	
この式において、P、p 及び A_{area} は、それぞれ次の数値を表すものとする。 P 在室者の数（単位 人） p 次の表の上欄に掲げる避難者の存する居室の種類に応じ、それぞれ同表下欄に定める在館者密度（単位 一平方メートルにつき人）	

住宅の居室		〇・〇六
住宅以外の建築物における寢室	固定ベッドの場合	ベッド数を床面積で除した数値
	その他の場合	〇・一六
		〇・一二五
		〇・七
百貨店又は物品販売業を営む店舗	売場の部分	〇・五

飲食室			売場に附属する通路の部分	〇・二五
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類する用途に供する居室			固定席の場合	〇・七
			その他の場合	座席数を床面積で除した数値
展示室その他これに類するもの				一・五
保育所又は幼保連携型認定こども園の用途に供する居室				〇・五
			乳児又は満二歳に満たない幼児を保育する用途に供する場合	〇・六
			その他の場合	〇・五
児童福祉施設等（保育所及び幼保連携型認定こども園を除き、通所のみにより利用されるものに限る。）の用途に供する居室				〇・三三
A_{area} 避難者の存する居室の床面積（単位 平方メートル） R 次の式によって計算した当該階段における流動量（単位 一分につき人） $R = \min(90D_{co}, R_d, R_{st})$				
この式において、 R 、 D_{co} 、 R_d 及び R_{st} は、それぞれ次の数値を表すものとする。 R 当該階段における流動量（単位 一分につき人） D_{co} 当該階段から地上に通ずる廊下の幅のうち最小のもの（単位 メートル） R_d 次の式によって計算した当該階段から地上に通ずる各出口の有効流動量のうち最小のもの（単位 一分につき人） $R_{di} = B_d N_d$				
この式において、 R_{di} 、 B_d 及び N_d は、それぞれ次の値を表すものとする。 R_{di} 当該階段から地上に通ずる各出口の有効流動量（単位 一分につき人） B_d 当該出口の幅（単位 メートル）				

階段及び居室に設けられた出口		90
階段及び居室以外の部分に設けられた出口		$\min \{ \max (150 - 60B_d/D_w, 90), 120 \}$

この表において、 B_d 及び D_w は、それぞれ次の数値を表すものとする。
 当該出口の幅 (単位: メートル)
 当該階段から地上に通ずる廊下の幅のうち最小のもの (単位: メートル)

R_{st} 次の式によって計算した当該階段の有効流動量 (単位: 一分につき人)

$$R_{st} = D_{st} N_{st}$$

この式において、 R_{st} 、 D_{st} 及び N_{st} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

R_{st} 当該階段における有効流動量 (単位: 一分につき人)

D_{st} 当該階段の幅 (単位: メートル)

N_{st} 次の表の上欄及び中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める当該階段の流動係数 (単位: 一分メートルにつき人)

下り	$D_{\text{landing}} < D_{st}$	$\min \{ 72 - 48 (1 - D_{\text{landing}} / D_{st}), 90D_{\text{landing}} / D_{st} \}$
	$D_{\text{landing}} \geq D_{st}$	72
上り	$D_{\text{landing}} < D_{st}$	$\min \{ 60 - 36 (1 - D_{\text{landing}} / D_{st}), 90D_{\text{landing}} / D_{st} \}$
	$D_{\text{landing}} \geq D_{st}$	60

この表において、 D_{landing} 及び D_{st} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

当該階段の踊り場の幅 (単位: メートル)

当該階段の幅 (単位: メートル)

t_{region} 次の表の上欄に掲げる建築物が立地する土地の区域の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める常備消防機関の現地到着時間（単位 分）	用途地域が定められている土地の区域	二十
用途地域が定められていない土地の区域のうち特定行政庁が指定する区域	三十以上であつて特定行政庁が定める時間	

t_{search} 次の式によつて計算した当該建築物の各室（以下「火災室」という。）で火災が発生した場合における当該建築物の搜索時間のうち最大のもの（単位 分）

$$t_{search,i} = \frac{L_1}{60} + \frac{L_2}{v_{\#}} + \frac{A_1}{V_1} + \frac{A_2}{V_2} + \frac{A_3}{50}$$

この式において、
 $t_{search,i}$ 火災室で火災が発生した場合における当該建築物の搜索時間（単位 分）
 L_1 地上から当該建築物へ通する出入口から避難階の階段室（火災室で火災が発生した場合における当該火災室のある階（以下「出火階」という。）に通ずるものに限る。以下この項において同じ。）までの歩行距離（単位メートル）
 L_2 避難階の階段室から出火階の階段室までの歩行距離（単位メートル）
 $v_{\#}$ 次の表の上欄に掲げる建築物の部分の種類に応じ、同表の下欄に定める避難階の階段室から出火階の階段室までの移動速度（単位 メートル毎分）

建築物の部分の種類	移動速度
非常用の昇降機が設けられている部分	六〇
連結送水管が設けられている部分	十五
その他の部分	一〇・八

A_1 出火階の床面積（単位 平方メートル）

V ₁ 次の表の上欄に掲げる建築物の部分の種類に応じ、同表の下欄に定める出火階における搜索速度（単位 平方メートル毎分）	
建築物の部分の種類	搜索速度
スプリンクラー設備等及び令第二百二十六条の三の規定に適合する排煙設備が設けられている部分（当該建築物が令第二百十二条第一項、第三項又は第四項の規定により区画された建築物である場合にあつては、当該区画された各部分のうち火災室が存する部分が二以上の階にわたる場合を除く。）	
令第二百二十六条の三の規定に適合する排煙設備が設けられている部分	五〇
その他の部分	二十五
A ₂ 出火階の直上階の床面積（単位 平方メートル）	
V ₂ 次の表の上欄に掲げる建築物の部分の種類に応じ、同表の下欄に定める出火階の直上階における搜索速度（単位 平方メートル毎分）	
建築物の部分の種類	搜索速度
令第二百二十六条の三第一項に掲げる基準に適合する排煙設備が設けられている部分	五十
その他の部分	二十五
A ₃ 出火階及び出火階の直上階以外の階の床面積（単位 平方メートル）	
$t_{retreat} = \frac{L_1}{60} + \frac{L_2}{25}$ この式において、 $t_{retreat}$ 次式によって計算した退避時間（単位 分）	
この式において、 L_1 及び L_2 は、それぞれ次の数値を表すものとする。	
L_1 退避時間（単位 分）	
L_2 地上から当該建築物へ通ずる出入口から避難階の階段室までの歩行距離（単位 メートル）	

5 第二項の「補正固有特定避難時間」は、次の式によって計算した値とする。（に）

$$t_{req(nc)} = \frac{CR_1}{0.75} t_r$$

この式において、 $t_{r,eq(nc)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

補正固有特定避難時間（単位 分）

$$CR_1 t_{r,eq(nc)}$$

次の式によって計算した炭化速度（単位 ミリメートル毎分）

$$CR_1 = \min(1.3, 0.0022 \alpha + 0.262)$$

この式において、 CR_1 及び α は、それぞれ次の数値を表すものとする。

CR_1 炭化速度（単位 ミリメートル毎分）

α 前項に規定する当該建築物の各室における火災温度上昇係数のうち最大のものの

t_r 前項に規定する実特定避難時間（単位 分）

6 第一項の「上階延焼抑制防火設備」は、次の各号に掲げる当該外壁の開口部の必要遮炎時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める防火設備をいう。（に）

- 一 六十分を超える場合 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後必要遮炎時間加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、法第六十一条の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備（に）
- 二 四十五分を超える、六十分以下である場合 次のイ又はロのいずれかに掲げる防火設備（に）
- イ 前号に定める防火設備（に）
- ロ 特定防火設備（に）
- 三 三十分を超える、四十五分以下である場合 次のイ又はロのいずれかに掲げる防火設備（に）
- イ 前号に定める防火設備（に）
- ロ 令第一百四十五条第五項において読み替えて準用する令第一百二十二条第二十項に規定する構造方法を用いる防火設備又は同項の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備（に）

- 四 二十分を超え、三十分以下である場合 次のイ又は口のいずれかに掲げる防火設備（に）
 - イ 前号に定める防火設備（に）
 - ロ 令和元年国土交通省告示第百九十四号第二第四項に規定する三十分間防火設備（に）
 - 五 二十分以下である場合 次のイ又は口のいずれかに掲げる防火設備（に）
 - イ 前号に定める防火設備（に）
 - ロ 法第二条第九号の二に規定する防火設備（に）
- 7 前項の「必要遮炎時間」は、次の式によって計算した値とする。（に）

$$t_{intg} = \left(\frac{\alpha}{460} \right)^{3/2} \frac{t_{spread} \cdot t_{ceiling}}{1 + \mu}$$

この式において、 t_{intg} 、 α 、 t_{spread} 、 $t_{ceiling}$ 及び μ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

t_{intg} 必要遮炎時間（単位 分）

α 第四項に規定する当該建築物の各室における火災温度上昇係数のうち最大のものの

t_{spread} 次の式によって計算した上階延焼抑制時間（単位 分）

$$t_{spread} = \max(t_{escape}, t_{region}) + t_{travel} + \max(1.5(N-3), 0)$$

この式において、 t_{spread} 、 t_{escape} 、 t_{region} 、 t_{travel} 及び N は、それぞれ次の数値を表すものとする。

t_{spread} 上階延焼抑制時間（単位 分）

t_{escape} 第四項に規定する在館者避難時間（単位 分）

t_{region} 第四項に規定する常備消防機関の現地到着時間（単位 分）

t_{travel} 次の式によって計算した火災室で火災が発生した場合における地上から当該火災室までの移動時間のうち最大の

もの（単位 分）

$$t_{travel,i} = \sum \left(\frac{L_1}{60} + \frac{L_2}{v_b} \right) + \frac{L_1 + L_2}{40} + \frac{L_i}{v_f}$$

この式において、 L_1 、 L_2 、 v_b 、 L_f 及び v_f は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$t_{travel,i}$ 火災室で火災が発生した場合における地上から当該火災室までの移動時間（単位 分）

L_1 地上から当該建築物へ通する出入口から避難階の階段室までの歩行距離（単位 メートル）

L_2 避難階の階段室から出火階の階段室までの歩行距離（単位 メートル）

v_b 第四項に規定する避難階の階段室から出火階の階段室までの歩行速度（単位 一分につきメートル）

L_f 出火階の階段のバルコニー又は付室から火災室までの歩行距離（単位 メートル）

v_f 次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める出火階における歩行速度（単位 一分につきメートル）

出火階の階段のバルコニー若しくは付室から火災室までの廊下その他の避難の用に供する部分に令第二百二十六条の第三項に掲げる基準に適合する排煙設備が設けられ、又は当該部分が外気に有効に開放されている場合	十五
その他の場合	三

N 当該建築物の階数

$t_{ceiling}$ 次の表の上欄及び中欄に掲げる当該他の外壁の開口部が設けられた室の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める天井燃焼抑制時間（単位 分）

スプリンクラー設備等が設けられている場合	天井の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この表において同じ。）の仕上げが準不燃材料でされている場合	二十二
	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが準不燃材料でされている場合	二十四
	その他の場合	○

その他の場合	天井の室内に面する部分の仕上げが準不燃材料でされている場合	二
	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが準不燃材料でされている場合	四
	その他の場合	○

μ 次の表の上欄に掲げる当該他の外壁の開口部に防火上有効に設けられているひさしその他これに類するもの（避難時倒壊防止構造の床の構造方法を用いるものに限る。）の長さに応じ、それぞれ同表下欄に定める数値

ひさしその他これに類するものの長さ（単位メートル）		数値
○・九未満		
○・九以上一・五未満		
一・五以上二・〇未満		
二・〇以上		
二		一・六

8 令第百十号第二号に掲げる基準に適合する法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法は、耐火構造又は令第百八条の三第一項第一号若しくは第二号に該当する構造とすることとする。（に）

第二 令第百十号の三に規定する技術的基準に適合する法第二十七条第一項の特殊建築物の延焼するおそれがある外壁の開口部に設ける防火設備の構造方法は、令第百三十七条の十第四号に規定する二十分間防火設備とすることとする。（に）

第三 令第百十号の二第二号に規定する他の外壁の開口部から通常の火災時における火炎が到達するおそれがあるものは、第一第一項第四号に掲げる建築物（二時間準耐火基準に適合する準耐火構造（耐火構造を除く。）としたものに限る。）及び法第二十七条第一項第一号に該当する特殊建築物で令第百十号第一号に掲げる基準に適合するものとして同項の規定による認定を受けたものの外壁の開口部（次の各号のいずれにも該当しないものに限る。以下「他の外壁の開口部」という。）の下端の中心点を水平方向に、それぞれ第一一号口表一に掲げる式により計算した水平移動距離又は最大水平移動距離のいずれか短い距離だけ移動したときにできる軌跡上の各点を、垂直上方に第一一号口表二に掲げる式により計算した垂直移動距離又は最大垂直移動距離のいずれか短い距離だけ移動したときにできる軌跡の範囲内の部分である外壁の開口部（令第百十号の二第一号に掲げるもの及び他の外壁の開口部が設けられた防火区画内に設けられたものを除く。）とする。（は）（に）

一 スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けた室（通路に該当する室を除く。以下同じ。）に設けられたもの

二 天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料による仕上げとした室（床面積が四十平方メートル以下であるものを除く。）に設けられたもの（に）

三 昇降機その他の建築設備の機械室、不燃性の物品を保管する室、便所その他これらに類する室で、壁及び天井の室内に面する部分

の仕上げを令第百二十八条の五第一項第二号に掲げる仕上げとしたものに設けられたもの（ろ）（に）

四 第一号から前号までに規定する室のみに隣接する通路その他防火上支障のない通路に設けられたもの

五 法第二条第九号の二口に規定する防火設備を設けたもの

六 開口部の高さが○・三メートル以下のもの

七 開口面積が○・二平方メートル以内のもの

附 則

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

附 則（い）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（ろ）

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

附 則（は）

この告示は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（令和元年六月二十五日）から施行する。

附 則（に）

1 この告示は、公布の日から施行する。
（以下略）